

# 鳥取県公報

昭和41年4月15日第3種郵便物認可

昭和41年4月15日第3種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印 刷 所 [書類一號] 鳥取県公報

印 刷 所 鳥取県鳥取市東谷町 鳥 取 県 印 刷 所

毎週火曜日及び  
金曜日 発行  
(当たる翌日)  
(當日が休日は、  
に当て)

## 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、四七八人」を「三、四六一人」と、「三、〇八八人」を「三、〇八四人」と、「三九〇人」を「三七七人」に改め、同条同項第五号中「一八六人」を「一八四人」に改め、同条同項第九号中「一〇四人」を「一〇九人」に改める。

## 附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年三月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県条例第四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を改める条例

県条例第三十一号の一部を次のように改正する。  
附則第五項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十日」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年三月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第三号

する。

昭和四十一年三月三十一日

鳥取県知事 石破

四

第十六条第一項に次の二号を加える。

四 乗船実習指導手当

## 鳥取県条例第五号

(職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例)

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「エックス線業務」を「放射線取扱作業」に改める。

第二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、以下一寸ずつ繰り上げ、同条に次の六号を加える。

第二十七条 死体取扱作業従事職員の特殊勤務手当

第二十八条 経営伝習農場実習指導業務従事職員の特殊勤務手当

第二十九 潜水作業従事職員の特殊勤務手当

三十 高所作業従事職員の特殊勤務手当

三十一 深所作業従事職員の特殊勤務手当

三十二 坑内作業従事職員の特殊勤務手当

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、月額二千五百円とする。

第九条の見出し中「エックス線業務」を「放射線取扱作業」に改め、同条第一項を次のように改める。

放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、放射線取扱作業に従事するレンタルゲン技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられた職員がエックス線その他放射線を人体に対して照射する作業に従事したときに支給される

第三十四条 潜水作業従事職員の特殊勤務手当は、水産試験場に勤務する職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した時間一時間につき、次の各号に掲げる潜水深度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 二十メートルまで 六十円

二 三十メートルまで 百五十円

三 三十メートルをこえるとき 三百六十円

(高所作業従事職員の特殊勤務手当)

第三十五条 高所作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が、地上又は水面十メートル以上の足場の不安定な箇所で工事の監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる高さの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 十メートル以上三十メートル未満 六十円

二 三十メートル以上 九十円

(深所作業従事職員の特殊勤務手当)

第三十六条 深所作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下四メートル以上の深所で行なう監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき五十円とする。

(坑内作業従事職員の特殊勤務手当)

第三十七条 坑内作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が、トンネルの坑内で監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給

する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき百二十円とする。  
(併給禁止)

第三十八条 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当の支給される日においては、それぞれ同表下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員の特殊勤務手当
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員の特殊勤務手当

(技能労務職員の給与の標準及び基準に関する条例の一部改正)

第三条の二 任命権者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の職に比して著しく特殊な職に對し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適當な調整表を定めることができる。

十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(給料の調整額)

第三条の二 任命権者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の職に比して著しく特殊な職に對し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適當な調整表を定めることができる。

1 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則

第十六条规定に次の二号を加える。

四 乗船実習指導手当

第十六条第三項中「五十円」を「六十円」に、「四千円」を「四千八百円」に改め、同条第五項及び同条第七項中「百四十円」を「三百円」に改め、同条に次の二項を加える。

8 乗船実習指導手当は、教育職員が実習船に乗り組み、航海中に生徒の実習指導に従事したときに支給する。

9 前項の手当の額は、実習指導に従事した日一日につき三百円とする。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第三十二条を第三十九条とし、第三十一条の次に次の七条を加える。

(死体取扱作業従事職員の特殊勤務手当)

第三十二条 死体取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、母来寮又は岩井長者寮に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が、当該施設の収容者の死体を取り扱う作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき百円とする。

(経営伝習農場実習指導業務従事職員の特殊勤務手当)

第三十三条 経営伝習農場実習指導業務従事職員の特殊勤務手当は、経営伝習農場に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が、生徒の実習指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の月額は、当該職員の受ける給料月額に百分の四を乗じて得た額とする。

(潜水作業従事職員の特殊勤務手当)

第三十四条 潜水作業従事職員の特殊勤務手当は支給しない。

2 前項の手当の月額は、当該職員の受ける給料月額に百分の四を乗じて得た額とする。

(技能労務職員の給与の標準及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与の標準及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日において、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第七条の規定により受けた特殊勤務手当の月額が二千五百円をこえる職員にあつては、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定にかかわらず、当該職員が引き続き同条例第七条の手当の受給の要件となる業務に従事する間は、その見える額を二千五百円に加えた額を月額として支給する。

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例

鳥取県防災会議条例（昭和三十七年十月鳥取県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「六人」を「八人」に改め、同条第三号中「十二人」を「十六人」に改める。

第四条第二項中「知事の部内の職員及び」及び「指名し、又は」を削り、同条第三項中「会長」を削る。

第六条を次のように改める。

(難則)

第六条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に關し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

鳥取県農産加工所手數料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

鳥取県農産加工所手數料条例の一部を改正する条例

鳥取県農産加工所手數料条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県食品加工研究所手數料条例

第一條中「鳥取県農産加工所」を「鳥取県食品加工研究所」に改め、「農産加工に要する原材料及び仕掛品、製品、加工副製品等について、」を削る。

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県漁業協同組合合併助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県漁業協同組合合併助成条例の一部を改正する条例

鳥取県漁業協同組合合併助成条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附 則

鳥取県条例第九号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附 則

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号  
鳥取県立高等学校等設置条例の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和四十一年三月三十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年三月三十一日

鳥取県条例第十号  
鳥取県立高等学校等設置条例の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年三月三十一日

鳥取県条例第十号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

鳥取県知事 石破二朗

## (病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域)

第一条 植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号。以下「法」とい

う。)第三十二条第二項の規定による病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取病害虫防除所	鳥取市	鳥取市 岩美郡 気高郡
鳥取県八頭病害虫防除所	八頭郡八頭町	八頭郡
鳥取県倉吉病害虫防除所	倉吉市	倉吉市 賀伯郡
鳥取県米子病害虫防除所	米子市	米子市 境港市 西伯郡
鳥取県日野病害虫防除所	日野郡日野町	日野町

## (病害虫防除所を置く区域)

第二条 法第三十三条第一項の規定による病害虫防除所を置く区域は、市町村の区域とする。

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種植物認可

印制所 鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥取県鳥取市深谷町 鳥取 印 制 所